

中学校給食にかかる現状と、草津市における中学校給食の実施に向けて

1. 計画策定の背景と目的

本市の中学校昼食につきましては、昭和48年9月から主食・おかず・牛乳を提供する「完全給食」を開始しましたが、昭和61年4月には牛乳のみを提供する「ミルク給食」に移行し、平成2年4月からは「ミルク給食」も廃止をしたところであり、現在は、家庭弁当持参制を基本とし、様々な事情により家庭弁当が持参できない場合の補完制度としてスクールランチを運用しています。

しかし、平成17年に食育基本法が制定され、それを受けて学校給食法が改正されたことを契機として、全国的に中学校給食の実施が進んでいることや、保護者から給食を望む声が上がっていることなどから、昨年7月に関係各課と小・中学校長の代表で構成する庁内検討委員会を設け、先進地への視察や児童・生徒、保護者へのアンケート結果の分析、有識者との懇談を行い、中学校給食を実施した場合の諸課題や期待される効果等について整理をしてきました。

また、平成27年10月市議会定例会において「中学校給食に関する請願」が採択されたところです。

こうした中で、全国的に8割を超す完全給食の実施率や県内の状況、中学校給食を望む要望書による保護者の意向、請願の採択など社会情勢の変化等から、さらなる教育環境の向上と食育の推進のため、平成27年12月に中学校給食の実施に係る方針を次のとおり決定しました。

1. 給食は、単なる食事ではなく、成長期における健全な食生活を営む判断力や望ましい食習慣を養い、心身の健全な発達に資するものであることから、全国の導入状況、保護者の就労状況など社会情勢の変化も踏まえ、本市の市立中学校において学校給食を実施します。
2. 中学校給食の実施方式等については、今後、コスト比較等の検討を行うとともに、有識者や関係者、市民の皆様等で構成する外部委員会の意見を踏まえ、判断します。

2. 学校給食の現状

2-1. 近年の学校給食の動向

(1) 国の学校給食関連制度の動向

① 食育推進を受けた学校給食法の改正

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化していると言われていています。また、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要です。

こうした近年の状況を踏まえ、平成17年7月に食育基本法が、平成18年3月には食育推進基本計画が制定されました。

これを受けて、平成21年に施行された改正学校給食法では、従来の法の目的である「学校給食の普及充実」に加え、「学校における食育の推進を図ること」を目的として定め、「学校給食の目標」(法第2条)を次のように規定しています。

1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
2. 日常生活に於ける食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
4. 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5. 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
6. 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
7. 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

② 栄養教諭制度の創設

学校において食育を推進するための指導体制として、平成17年4月に「栄養教諭」制度が開始されました。栄養教諭は食育推進の中心的な役割を担う職務とされ、食育推進基本計画(平成18年3月)では、全都道府県における栄養教諭の早期の配置を求めています。

栄養教諭の配置が進むことにより、各学校において、食に関する指導に係る全体計画が作成されることや、その取り組みが体系的・継続的な学校全体のものとなることが期待されています。

③ 食物アレルギー対応指針の制定

平成 24 年に、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生しました。この事故を受けて、こうした事故を 2 度と起こさないよう制定された指針が「学校給食における食物アレルギー対応指針(平成 27 年 3 月)」です。

この指針では、各学校設置者（教育委員会等）が、所管する学校や調理場等における食物アレルギー対応の方針を定め、学校等を支援すること、各学校及び調理場は、この指針及び学校設置者が定める方針を踏まえ、地域や学校の状況に応じた対応マニュアル等を策定することが必要とし、策定の際の基本的な考え方や留意すべき事項等を示しています。

(2) 中学校給食の動向

① 全国の中学校給食の現状

平成26年5月1日現在の全国の中学校給食の現状を見ると、公立中学校の給食実施率は93.7%です。また公立中学校で、「完全給食(パン又は米飯、ミルク及びおかず)」を実施している学校は87.5%を占めています。

近隣府県別でみると、滋賀県の公立中学校における給食実施率は63.0%と他府県に比べて低い状況となっています。なお、平成25年5月1日現在の給食実施率は60.0%であったため、県内の給食実施は増加傾向にあります。

表 全国の中学校給食の現状

平成26年5月1日現在

区分	全国総数	A.完全給食		B.補食給食		C.ミルク給食		計		
		実施数	割合(%)	実施数	割合(%)	実施数	割合(%)	実施数	割合(%)	
国立	学校数(校)	73	17	23.3	0	0.0	33	45.2	50	68.5
	生徒数(人)	31,220	6,775	21.7	0	0.0	13,562	43.4	20,337	65.1
公立	学校数(校)	9,648	8,439	87.5	52	0.5	545	5.6	9,036	93.7
	生徒数(人)	3,238,163	2,638,318	81.5	9,590	0.3	202,863	6.3	2,850,771	88.0
私立	学校数(校)	741	78	10.5	0	0.0	46	6.2	124	16.7
	生徒数(人)	245,800	17,425	7.1	0	0.0	7,534	3.1	24,959	10.2
計	学校数(校)	10,482	8,534	81.4	52	0.5	624	6.0	9,210	87.9
	生徒数(人)	3,520,730	2,662,518	75.6	9,590	0.3	223,959	6.4	2,896,067	82.3

※中学校には中等教育学校前期課程を含む。

※A:パン又は米飯、ミルク及びおかず

※B:完全給食以外で、ミルク及びおかず

C:ミルクのみ

資料:学校給食実施状況等調査(平成26年度、文部科学省)

表 近隣府県の公立中学校給食の現状

平成26年5月1日現在

近隣府県	中学校数(校)	A.完全給食		B.補食給食		C.ミルク給食		計	
		実施数	割合(%)	実施数	割合(%)	実施数	割合(%)	実施数	割合(%)
岐阜県	185	184	99.5	-	-	-	-	184	99.5
静岡県	264	255	96.6	1	0.4	7	2.7	263	99.6
愛知県	418	417	99.8	-	-	-	-	417	99.8
三重県	159	105	66.0	-	-	15	9.4	120	75.5
滋賀県	100	58	58.0	2	2.0	3	3.0	63	63.0
京都府	169	121	71.6	-	-	5	3.0	126	74.6
大阪府	465	297	63.9	3	0.6	18	3.9	318	68.4
兵庫県	349	194	55.6	1	0.3	98	28.1	293	84.0
奈良県	105	76	72.4	-	-	4	3.8	80	76.2
和歌山県	126	94	74.6	-	-	-	-	94	74.6

※A:パン又は米飯、ミルク及びおかず

※B:完全給食以外で、ミルク及びおかず

C:ミルクのみ

資料:学校給食実施状況等調査(平成26年度、文部科学省)

近隣府県の公立中学校給食における調理方式をみると、京都府、大阪府を除いて、ほとんどが「共同調理場方式」を採用しています。

滋賀県で給食を実施している公立中学校のうち、「共同調理場方式」を採用しているのは58校中53校であり、91.4%を占めています。

表 近隣府県の公立中学校給食における調理方式

平成26年5月1日現在

都道府県名	学校数	単独調理場方式		共同調理場方式		その他調理方式	
		実施数	割合(%)	実施数	割合(%)	実施数	割合(%)
岐阜県	184	41	22.3	143	77.7	-	-
静岡県	255	83	32.5	160	62.7	12	4.7
愛知県	417	48	11.5	262	62.8	107	25.7
三重県	105	24	22.9	74	70.5	7	6.7
滋賀県	58	5	8.6	53	91.4	-	-
京都府	121	15	12.4	35	28.9	71	58.7
大阪府	297	58	19.5	27	9.1	212	71.4
兵庫県	194	37	19.1	121	62.4	36	18.6
奈良県	76	32	42.1	44	57.9	-	-
和歌山県	94	22	23.4	52	55.3	20	21.3

資料：学校給食実施状況等調査(平成26年度、文部科学省)

② 県内の中学校給食の現状

市町別学校給食実施状況集計(中学校)

(H26.5.1現在)

	給食区分	調理場形態	学校数	生徒数 (人)	実際の食数	給食回数 (回)	月額 (円)	1食当たりの給食費 (円)	米飯給食			備考	
									1週間当たりの回数	内訳			
										委託 (回)	自校 (回)		持参 (回)
大津市	未実施		16	8,505									
	完全	単独	1	8	8	186	4,400	260.00	3		3		葛川中
彦根市	完全	単独	1	630	630	186	4,400	260.00	3	3			志賀中
	完全	単独	1	378	378	185	4,400	261.62	3.5	2.5	1		稲枝中
長浜市	未実施		6	2,943									
	(長浜) 完全	共同	6	2,349	2,349	196	4,200	235.71	3.75		3.75		
近江八幡市	(浅井) 完全	共同	1	499	499	196	4,400	246.94	3.25		3.25		
	(湖北) 補食	単独	1	279	279	196	4,300	241.33	4	1		3	
	(高月) 完全	共同	1	308	308	196	4,500	252.55	3.5		3.5		
	(木之元) 完全	共同	3	298	297	196	4,300	241.33	3.5		3.5		
	(西浅井) 完全	共同	1	142	142	196	4,500	252.55	4.25		4.25		
東近江市	完全	共同	4	2,013	2,013	191	4,430	255.00	3.5		3.5		
草津市	(五箇荘) 完全	共同	1	418	418	185	4,500	267.57	3.75	3.75			
	(能登川) 完全	共同	3	1,122	1,122	185	4,500	267.57	3.75		3.75		
	(蒲生) 完全	共同	5	1,963	1,962	185	4,500	267.57	3.75		3.75		
守山市	未実施		4	2,592									
栗東市	未実施		3	2,090									
野洲市	完全	共同	3	1,392	1,392	175	4,300	270.29	4		4		
湖南市	(石部) 完全	単独	1	355	355	189	4,100	238.62	2.75	2.75			
	(湖南) 完全	共同	3	1,240	1,240	189	4,100	238.62	2.5	2.5			
甲賀市	(水口) 完全	共同	2	1,280	1,280	194	4,000	226.80	3.25	3.25			
	(東部) 完全	共同	3	1,159	1,144	194	4,000	226.80	3		3		
	(信楽) 完全	共同	1	333	333	194	4,000	226.80	3.25	3.25			
高島市	(マキノ) 完全	共同	1	144	144	195	4,200	236.92	4.25		4.25		
	(今津) 完全	共同	1	374	373	195	4,200	236.92	4.25		4.25		
	(安曇川) 完全	共同	3	564	560	195	4,200	236.92	4.25		4.25		
	(新旭) 完全	共同	1	341	341	195	4,200	236.92	4.5		4.5		
米原市	(東部) 完全	共同	5	691	691	195	4,400	248.21	3.98		3.98		
	(西部) 完全	共同	2	555	555	195	4,400	248.21	3.98		3.98		
日野町	完全	単独	1	582	581	184	4,500	269.02	3.5		3.5		
竜王町	完全	共同	1	325	325	192	4,600	263.54	4		4		
愛荘町	完全	共同	2	645	645	193	4,200	250.00	4.5		4.5		
豊郷町	未実施		1	200									
甲良町	補食	共同	1	202	202	175	4,000	251.43	3			3	
多賀町	ミルク	その他	1	206	206								
滋賀県	ミルク		2	476	465	299							
	未実施		1	239									

(合計)

区分	市町数	校数	生徒数	実数
完全	13	58	20,108	20,085
補食	2	2	481	481
ミルク	1	3	682	671
計	16	63	21,271	21,237
未実施		37	19,835	0

(完全給食)

区分	市町数	校数	実数
単独	4	5	1,952
共同	10	53	18,133

(注) 実際の食数(実数)とは、生徒数から食物アレルギー等により受ける予定のない人数を人数を引いた人数である。

学校給食実施状況総括(中学校)

区分	年度	総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		合計		アレルギー等による欠食数		未実施	
			実施数	比率(%)	実施数	比率(%)	実施数	比率(%)	実施数	比率(%)	人	比率(%)	未実施数	比率(%)
学校数(校)	25	100	55	55.0	2	2.0	3	3.0	60	60.0			40	40.0
生徒数(人)	25	41,219	18,644	45.2	458	1.1	678	1.6	19,780	47.99	23	0.06	21,416	51.96
	26	41,106	20,085	48.9	481	1.2	671	1.6	21,237	51.66	23	0.06	19,835	48.25

資料: 滋賀の給食(平成26年度、滋賀県)より

③ 草津市の中学校昼食の変遷

草津市の中学校昼食においては、昭和 48 年に「完全給食」を開始しました。その後、社会情勢や学校運営などのさまざまな状況により、変更や改善などが行われ、現在、「家庭弁当持参制」を基本としたうえで、「スクールランチ制度」を取り入れた運用を行っています。

表 草津市の中学校昼食の変遷

年月	できごと
昭和 48 年 9 月	主食・おかず・牛乳を提供する「 完全給食 」を開始
昭和 61 年 1 月	牛乳のみを提供する「 ミルク給食 」へ変更 ※急激に生徒数が増加する中、中学生においては残食が多いこと、また給食を使ったいたずらが発生したことによる。
平成 2 年 4 月	「 ミルク給食 」を廃止し、「 家庭弁当持参制 」へ変更 ※牛乳パックを使ったいたずらの増加による。
平成 22 年度	業者弁当を活用した「 スクールランチ制度 」の開始 ※家庭の事情で弁当を持参しにくい生徒があることによる。
平成 26 年度	「 新しいスクールランチ制度 」の開始 (中学生向けのメニューや容器への改善、当日申込みを可能等) ※成人向けに作られたメニューが栄養面で問題視されたことによる。
平成 27 年度	メニューの改善等
平成 27 年 9 月	月 1 回の「 スクールランチの日 」を設定 ※認知の向上と更なる利用促進を図るため、通常 400 円/食を 300 円/食。
平成 27 年 12 月	中学校給食の実施に係る方針を決定

2-2. 草津市の児童・生徒数の推移

(1) 市内中学校の生徒数の推移

市内中学校の全生徒数(合計)を過去5年間でみると、平成23年から平成26年にかけて減少するものの、平成27年には増加し、5年前の平成23年とほぼ同数となっています。

また、学校別にみると、高穂中学校は増加していますが、その他の5つの中学校では微増減を繰り返し、ほぼ横ばい状態です。

表 市内中学校の生徒数の推移

(人)

中学校名	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
高穂中学校	763	739	771	790	841
草津中学校	786	813	823	804	785
老上中学校	378	368	368	376	385
玉川中学校	492	489	509	483	488
松原中学校	472	444	422	419	433
新堂中学校	410	425	405	394	385
合計	3,301	3,278	3,298	3,266	3,317

※掲載は、草津市教育委員会HP掲載順

※資料:「草津市統計書(平成23年版～平成27年版)」

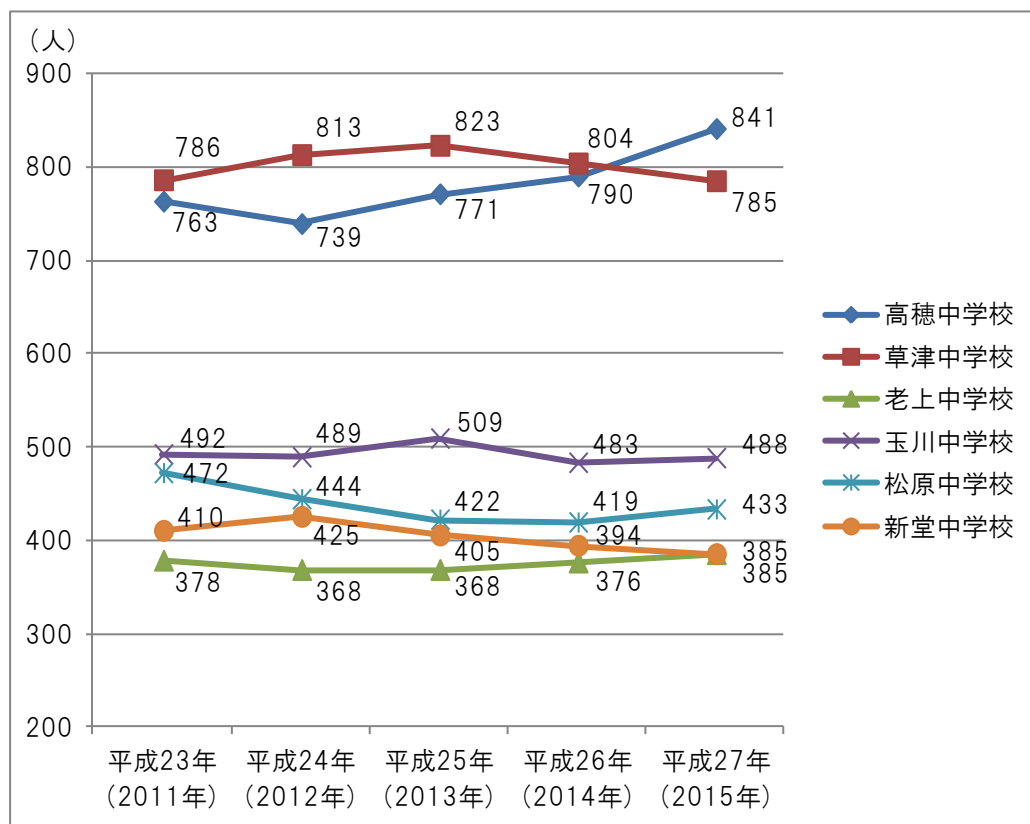


図 市内中学校の生徒数の推移

(2) 市内小学校の児童数の推移

市内小学校の全児童数(合計)を過去5年間でみると増加しています。

特に、平成26年から平成27年の増加数は148人で、その伸び率は約102.0%となっています。

一方、小学校別の推移を、それぞれの小学校区が包括される中学校単位別でまとめてみると、下表のとおりです。

高穂中学校区(志津小学校、志津南小学校、矢倉小学校)の児童数の合計は堅調な伸びをみせ、また小学校別に見てもそれぞれ増加しています。

草津中学校(草津小学校、草津第二小学校)の児童数の合計は減少傾向にあります。一方、小学校別では、それぞれが微増減しており、平成26年から平成27年においては、渋川小学校のみが増加しています。

老上中学校(老上小学校、老上西小学校(平成28年4月開校))の児童数は、近年急激に増加しており、特に、平成26年から平成27年の増加数は99人、その伸び率は約109.2%となっています。

玉川中学校(玉川小学校、南笠東小学校)の児童数の合計は微減しています。小学校別にみると、南笠東小学校は微増減を繰り返すものの、玉川小学校は減少傾向にあります。

松原中学校(山田小学校、笠縫小学校)の児童数の合計は微増しています。小学校別にみると、笠縫小学校は微増していますが、山田小学校はほぼ横ばい状態です。

新堂中学校(笠縫東小学校、常盤小学校)の児童数の合計は微減しています。小学校別にみると、常盤小学校はほぼ横ばい状態ですが、笠縫東小学校が減少しています。

表 市内小学校の児童数の推移

(人)

関連中学校区	小学校名	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
高穂中学校	志津小学校	757	754	752	770	790
	志津南小学校	365	403	447	524	573
	矢倉小学校	631	622	621	643	663
草津中学校	草津小学校	572	557	565	542	519
	草津第二小学校	740	724	734	700	667
	渋川小学校	571	580	559	525	568
老上中学校	老上小学校	914	949	1012	1071	1170
	老上西小学校	新設学校(平成28年(2016)開校)				
玉川中学校	玉川小学校	654	655	649	632	603
	南笠東小学校	416	405	405	416	407
松原中学校	山田小学校	375	356	368	361	376
	笠縫小学校	528	552	572	575	593
新堂中学校	笠縫東小学校	599	554	551	543	519
	常盤小学校	256	254	260	265	267
合計		7,378	7,365	7,495	7,567	7,715

※掲載は、草津市教育委員会HPに掲載されていた中学校の順番に沿って掲載

※資料:「草津市統計書(平成23年版～平成27年版)」

※老上西小学校は、平成28年(2016)に開校

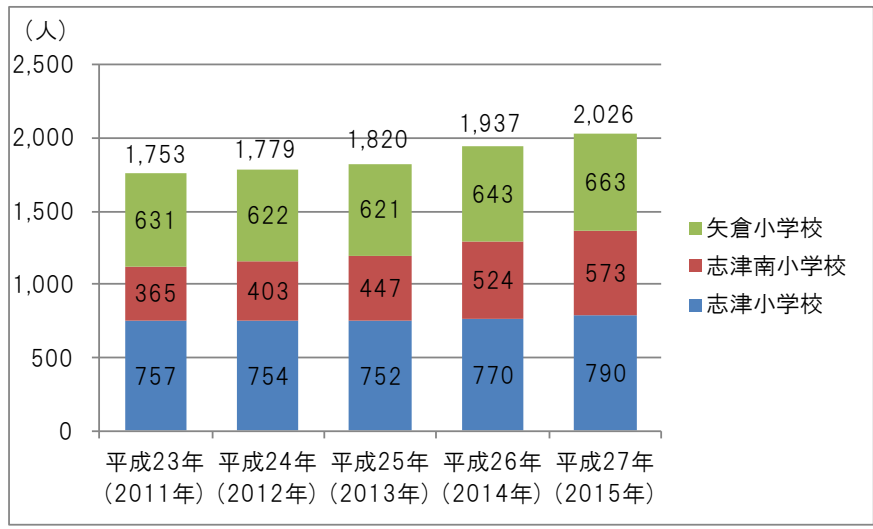


図 高穂中学校区内に位置する小学校の児童数の推移

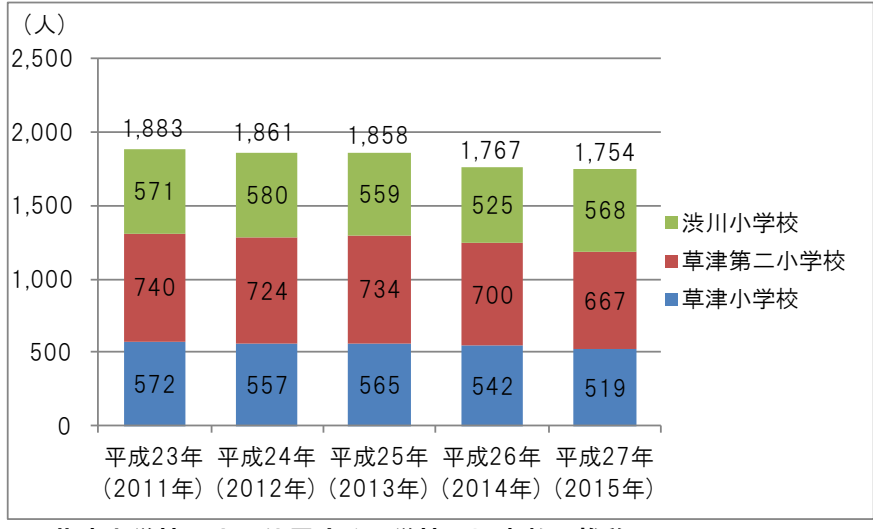


図 草津中学校区内に位置する小学校の児童数の推移

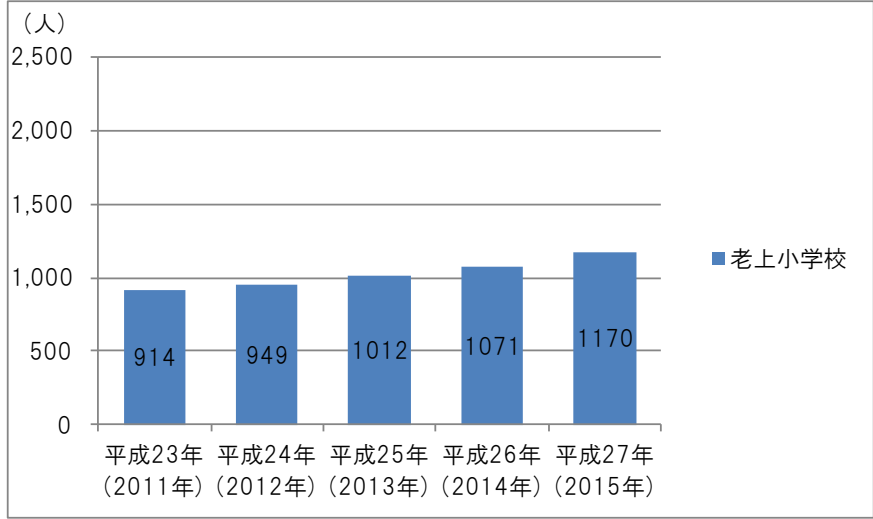


図 老上中学校区内に位置する小学校の児童数の推移

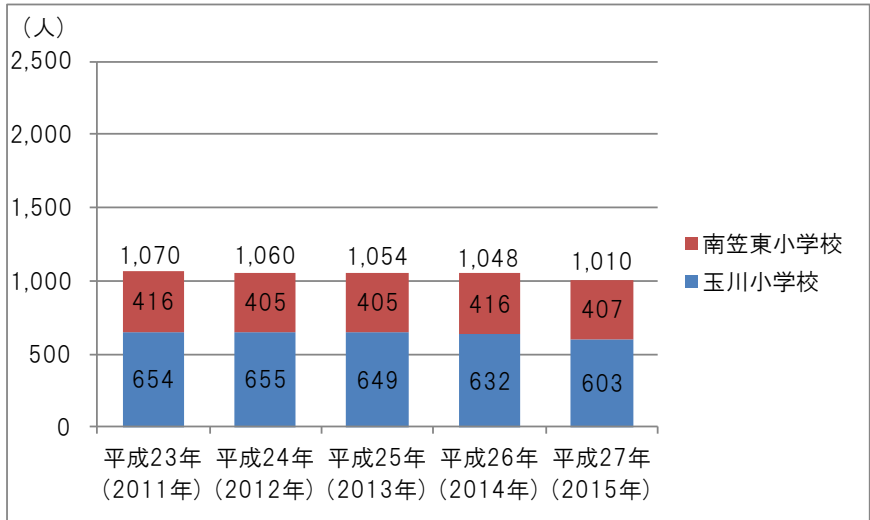


図 玉川中学校区内に位置する小学校の児童数の推移

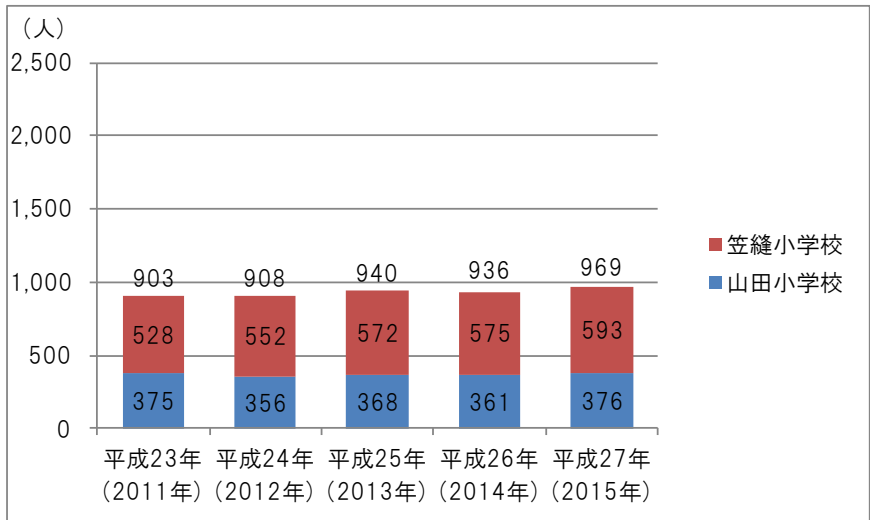


図 松原中学校区内に位置する小学校の児童数の推移

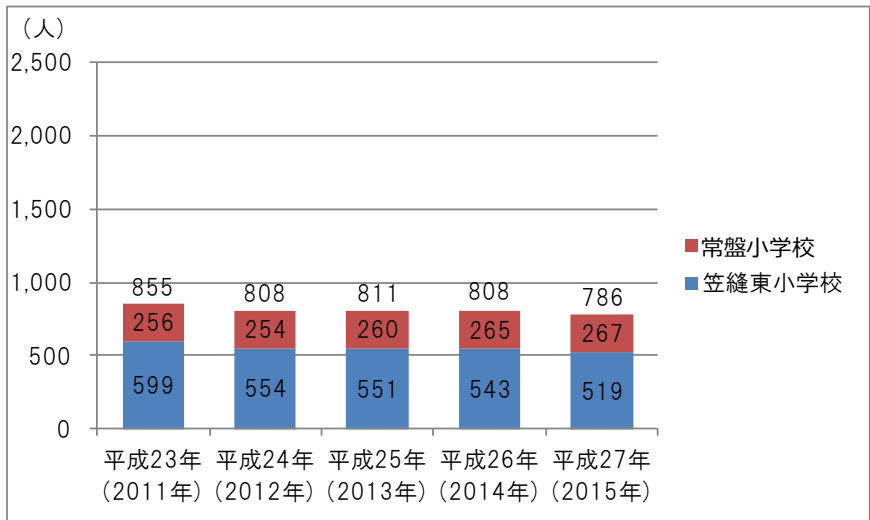


図 新堂中学校区内に位置する小学校の児童数の推移

2-3. 関連法令等および草津市の関連計画

(1) 関連法令等

① 学校給食に関連する法令

○学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号、平成 27 年 6 月最終改正)

学校給食制度の法的根拠となる法律です。法の目的および目標については、前掲の「2. 学校給食の現状 2-1. 近年の学校給食の動向 (1) 国の学校給食関連制度の動向」をご参照ください。

○食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号、平成 26 年 6 月最終改正)

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制等を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律です。

学校給食に関しては、都道府県知事等に対して、食品衛生監視員に学校給食施設の衛生監視指導を行わせることを求めています。

○食育基本法(平成 17 年法律第 63 号、平成 27 年 9 月最終改正)

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化等を受け、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした法律です。この法律により、国は食育推進計画を作成し、都道府県および市町村は、国の計画を基本とした食育推進計画の作成を求められています。

<第 3 次食育推進計画(平成 28 年度～平成 32 年度)の重点課題>

- (1) 若い世代を中心とした食育の推進
- (2) 多様な暮らしに対応した食育の推進
- (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (4) 食の循環や環境を意識した食育の推進
- (5) 食文化の継承に向けた食育の推進

○学校保健安全法 (昭和 33 年法律第 56 号、平成 27 年 6 月最終改正)

学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進や、教育活動の安全な環境での実施が図られるよう、学校における保健管理や安全管理に関し必要な事項を定めた法律です。

平成 21 年 4 月には、アレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加や、学校における食育の推進の観点から見た学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものとして改正法が施行されました。

○その他の関連基準および指針等

・学校給食実施基準(文部省告示第 90 号)

学校給食を適切に実施するために、維持されることが望ましい基準であり、学校給食は「すべての児童または生徒を対象とすること」、「年間を通じ毎週 5 日、授業日の昼食時に実施されること」としています。また、学校給食に供する食物の栄養内容の基準として、「学校給食摂取基準」を定めています。

・学校給食衛生管理基準(文部省告示第 64 号)

学校給食における衛生管理に関する基準です。この基準において、学校給食の衛生管理は HACCP(※1)の考え方に基づくことや、厨房においてはドライシステム(※2)を導入するよう努め、ウエットシステム(※3)の場合はドライ運用(※4)を図ることとしています。

・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(平成 20 年日本学校保健会)

「学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)」を用いて、学校・教育委員会が食物アレルギーのある児童・生徒を把握し適切な対応を行うよう求めています。

・食物アレルギー対応指針(平成 27 年文部科学省)

食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方や留意すべき事項等を示した指針です。

・大量調理施設衛生管理マニュアル(平成 9 年厚生労働省、平成 25 年最終改正)

集団給食施設等における食中毒を予防するために、HACCP の概念に基づき、調理過程における重要管理事項を示したものです。

②施設整備に関連する法令

○建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関して守るべき最低の基準です。

(※1)食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

(※2)床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム。床に有機物や水分を落とさないため細菌の繁殖を防止できるとともに、床からの跳ね水による食品の汚染も防止できる。

(※3) 床が濡れた状態で作業するシステム。

(※4)ウエットシステムの調理場においてもドライシステムと同様、床を 乾かした状態で使うこと。

○都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

都市計画の内容、都市計画制限や都市計画事業等、都市計画に関する事項を規定しています。

○消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

火災予防のため、建築物等に設置すべき消防用設備等について規定しています。

○水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透の規制等について規定しています。

○大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等の規制等について規定しています。

○景観法（平成 16 年法律第 110 号）

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため景観計画の策定その他の施策の実施について、国、地方公共団体および事業者の責務等を規定しています。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

一般廃棄物および産業廃棄物の処理方法や、国、地方公共団体および事業者の責務等について規定しています。

(2) 草津市の関連計画

○**第 5 次草津市総合計画第 2 期基本計画(平成 25 年度～平成 28 年度)**

草津市のまちづくりの基本となる計画です。

< 関連施策 >

分野	基本方針	施策
教育・青少年	児童・生徒の支援体制の充実	・安全で安心な教育環境の確保

なお、第 3 期基本計画(平成 29 年度～平成 32 年度)は平成 28 年度に策定予定です。

○草津市教育振興基本計画〔第2期〕(平成27年度～平成31年度)

教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成25年6月に策定された国の第2期教育振興基本計画(平成25年度～平成29年度)を参酌しつつ、本市の教育の振興を図るために定められた基本的な計画です。

<関連施策>

第5章 1. 子どもの生きる力を育む

目標	施策
1. 豊かな心と健やかな体の育成	6. 子どもの健やかな体づくりを進めます。 ◇学校での食育と家庭での食生活のあり方を啓発するとともに、地産地消の推進と食文化の継承に努めます。

○第2次草津市食育推進計画(平成26年度～平成29年度)

食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための総合的な指針とし、国や県の食育推進計画などと相互に関連づけ、整合性を図りながら、効果的な食育の取り組みの推進を目標としています。

<関連施策>

第5章 食育推進の施策展開

基本方針	基本施策	主な事業
2. カラダを育む	(1)望ましい食習慣の形成とバランスのとれた食事の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校スクールランチ事業 ・ 給食の試食会、給食だよりの発行 ・ 栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導
3. 地域を育む	(1)食文化の継承と地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校における食育の推進(家庭科の授業等における取り組み)

3. 草津市における中学校給食の実施に向けて

(1) 中学校給食の実施方式等について

中学校給食は単なる食事ではなく、成長期における健全な食生活を営む判断力や望ましい食習慣を養い、心身の健全な発達に資するものです。

全国的な中学校給食の導入状況や保護者のニーズ等を踏まえるとともに、給食による適切な栄養の摂取や食育の推進のため、本市の市立中学校において学校給食を実施します。

なお、中学校給食の実施方式等については、有識者や関係者、公募市民等で構成する草津市中学校給食実施方式等検討委員会の意見を踏まえて「草津市中学校給食実施基本計画」を策定し、その実現に向けて取り組むこととします。

(2) 草津市における中学校給食の目標について

いずれの実施方式を採用する場合にも、学校給食法に規定される学校給食の目標達成に努める必要があります。

また、これらに加え、草津市らしい中学校給食とはどのようなべきかを、草津市中学校給食実施基本計画の策定過程において検討を深めていくこととします。

【学校給食法より】

(学校給食の目標)

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。